

省エネ・地域パートナーシップ参加要件 (パートナー金融機関)

パートナー金融機関は、以下の要件をすべて満たすこと。

体制の整備について

- 地域中小企業等の省エネ取組の実態を把握し、必要な支援を適切かつ継続的に実施すること。
- 地域中小企業等への省エネ支援に関して、責任者（役員クラス）を選任し、定期的実施状況のフォローアップや取組改善を行うこと。
- 地域中小企業等への省エネ支援に必要な情報・知識を社内セミナー等を通じて共有するなど、関係者の提案力向上を図ること。

地域中小企業等に対する省エネ支援について

- 本パートナーシップ関係者やその他支援機関が行う省エネ支援（エネルギー管理状況の見直し及び省エネ設備導入に資するもの）等について、主体的に情報を収集し、支援を要する地域中小企業等に向けて、営業活動やセミナー、web ページ等を通じて定期的に情報発信を行うこと。
- 地域中小企業等に対して、適切なタイミングでパートナー省エネ支援機関が実施する省エネ診断や、省エネ補助金等の支援策の紹介を行うこと。
- 地域中小企業等が円滑に支援等を活用できるよう、パートナー省エネ支援機関への紹介や個別相談の機会を設けること。
- 地域中小企業等の省エネに資する支援措置の実施を検討すること。必要に応じて、パートナー機関をはじめとする外部団体と連携すること。
例) 地域中小企業等が、エネルギー使用状況を見える化するために活用できるツールの紹介。
例) 本パートナーシップ関係者の省エネ支援を受けた地域中小企業等が、省エネ設備の導入時に活用可能な、融資利率の低い支援メニュー提供。

活動報告等について

- パートナー金融機関である旨を HP 等に掲載し積極的に PR すること。
- 1 年間の活動内容や支援実績について、指定の活動報告書に記載のうえ、期日までに事務局へ提出すること。活動報告書のうち、優良事例は資源エネルギー庁 HP にて公表する。公表にあたり、パートナー金融機関は、経済産業省及び事務局への求めに応じ、情報提供を行うこと。